

令和7年第11回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年6月4日(水)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 小 林 三 保

議 題

1 議案

(1) 議案第25号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ①練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校校舎等改築基本設計概要について
- ②練馬区立立野小学校校舎等改築基本設計概要について
- ③練馬区立開進第一小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について
- ④練馬区立開進第二小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について
- ⑤こども誰でも通園事業の試行実施について
- ⑥その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時15分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	杉 山 賢 司
同 教育施策課長	竹 岡 博 幸
同 学務課長	竹 内 康 雄

同	学校施設課長	柴	宮	深
同	保健給食課長	渡	辺	雅 昭
同	教育指導課長	佐	藤	永 樹
同	副参事	佐	藤	勝 也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美 紀
同	光が丘図書館長	小	原	敦 子
こども家庭部長		関	口	和 幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太 郎
同	こども施策企画課長	河	野	一 真
同	保育課長	岡	村	大 輔
同	保育計画調整課長	山	口	裕 介
同	青少年課長	横	山	亜規子
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健 太
同	在宅育児支援担当課長	小	島	芳 一

教育長

ただいまから令和7年第11回教育委員会定例会を開催する。

案件表に沿って進める。本日の案件は議案1件、陳情1件、協議1件、教育長報告5件である。

1 議案

(1) 議案第25号「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」

教育長

初めに、議案である。

議案第25号「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

結果的に休業ではない日が1日減ったことになる。3月26日から4月6日までが春休みだったものが、終わりが7日になったので、休みではない日とその分減ったわけであるが、それは全く問題ないのか。

教育指導課長

確かに学校の日数は1日減る。ただし、学習しなければいけない内容について全て網羅できるということを把握している。

仲山委員

これはもう変わってしまったから本質的な話ではないのだが、現行で小学校の始業式と入学式が同じ日の午前中である。わざわざそうしたのはいかなる利点があるからなのか。

教育指導課長

小学校の入学式は通例として午前中に実施していた。

そのため、区によっては午後に移行希望の学校もあるが、やはり午前中に行うものが多いと聞いている。

仲山委員

これまでは小学校の場合、4月6日はもう本当にてんてこ舞い状態だったのか。

教育指導課長

そうである。8時に2年生から6年生が登校し、始業式を終えたら9時には下校させる。その後、教職員は準備をして、10時および10時半からの入学式に備えていた現状がある。中学校の入学式と小学校の入学式は、これまでも別日に行っていたが、来賓の関係や、また近隣校の校長先生が参加するということも踏まえて、午前中に行っていたのが通例である。

岡田委員

この変更の方向は私も賛成なのだが、一方で、今まで授業日数や授業時数の確保という観点で、いろいろ国や東京都も動いていた。始業式や入学式の変更と、授業時数の確保という動きがどう変わってきたのかというのは少々疑問なのだが、その辺りが何か分かれば教えていただきたい。

教育指導課長

23区を全て調べたところ、春季休業日を変更しているところはない。どの区も3月26日から4月5日までを春季休業としている。これは、基本は東京都の基準に基づいてというところはあるが、定めるのは区の規定ということになっている。

なお、授業時数について、委員おっしゃるように、これまでは時数の確保というところを非常に気にしていた。ただ、コロナ禍を受けて教職員の負担、また子供たちの負担ということも考え、学習指導要領で定められている標準授業時数の確保が可能であれば、そのところは各学校で流動的に授業数を増減させて構わないということが示されている。また、過度に授業時数を増加することを行わないようにという通知も来ているので、今後、そのようなことが各区でも行われていく可能性はあると思っている。

なお、入学式を1日や2日ずらしている区は何区かある。

岡田委員

これは、これから公表されるのか。そうすると、結構マスコミなどの話題になるのかと思ったりするが、授業時数や日数の確保が心配ないのであれば、例えば夏休みを短くしたり、冬休みを変更するなどということは行われない前提という解釈でよろしいか。

教育指導課長

以前は授業時数の確保のために夏休みを短くすることなどで工夫をしていたが、各区の様子も夏休みの短縮はまた元に戻すという動きが多くなっている現状もある。

今後、練馬区で春季休業日を1日延ばすと発表することに応じてどのような反応があるか分からないが、各区においてもそのような流れが多くなってくる可能性はあると感じている。

教育長

授業時数を十分確保できるということで土曜日に実施していた学校公開も半数に減らしたという経緯もあるため、それを踏まえて教員の働き方改革ということである。

ほかはいかがか。よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第25号については決定ということによろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第25号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

従って本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校校舎等改築基本設計概要について
- ② 練馬区立立野小学校校舎等改築基本設計概要について
- ③ 練馬区立開進第一小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について
- ④ 練馬区立開進第二小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について

教育長

次に、教育長報告である。本日は5件報告する。

報告の①番から④番についてはいずれも学校改築長寿命化に関する案件となるので、続けてご説明し、続けてご質疑を受けたいと思う。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

2件の改築の基本設計、それから2件の長寿命化の基本設計の報告があったが、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

森山委員

数年にわたる工事もあると思うが、こういうときに校庭に仮設校舎などができるのであれば、運動会などといった学校行事にはどういう影響があるのか。

学校施設課長

まずは授業に関しては仮の運動場、それから体育館を活用して行っていく。

また、ご質問があった行事については、例えば運動会についてはこれまでの改築校では近隣の学校のグラウンドをお借りして実施している。こちらについては学校同士での協議となるが、教育委員会としても学校間の連携での対応を行っていきたい。

小林委員

上石神井小学校、上石神井中学校の改築について伺います。上石神井小学校と中学校の場所が変わるのは、踏切の近い学校なので小学校に配慮しているのか。

学校施設課長

まず、小学校は割と縦に長く、いびつな形をしている。中学校は割と長方形に近い

が、四方を道路に囲まれているので、改築に伴う道路の拡幅等で面積が減少する。そのため、小中両方の学校を一体的に整備して効率的、効果的に校舎、体育館等を配置する検討を進めてきた。

設計会社と様々な協議をしながらプランを検討したが、今お示ししているとおり、校舎に関しては小学校、中学校を1つの建物にするということ、それから、その中に小学校の体育館も設置するが、中学校の体育館は現在の小学校の敷地のほうに建てている。

それから、グラウンドに関しても、こちらも小学校、中学校の校庭の面積を確保するという観点で配置をしている。小学校に関しては、基本的に校舎のほうから校長室、職員室が面して設置をする配置としている。

中学校に関しても、道路を挟んでいるが、やはり中学校の職員室から中学校の校庭が見える配置で計画を進めているところである。

教育長

校舎は西側の敷地のほうに配置されるが、グラウンドと体育館は入れ替わる。グラウンドは、中学校のほうが小学校よりも広く確保する必要があるため、このような配置になったようである。

小林委員

正門の位置が変わるのも配置の左右の逆も、別に交通量を配慮したわけではないということか。

学校施設課長

道路を挟んでいることや、教室が西校舎に集約されることから、校舎の入り口や正門も西側の敷地に設けられている。ただし、動線が変わらないよう配慮し、小学校の昇降口は1階に、中学校の昇降口は2階に配置している。

仲山委員

改築工事の2校についてお伺いしたい。先月、別室登校を実施している小学校に視察に行ったときに、別室登校のための部屋を確保するのに少し苦労したと言っていたが、この新しい2校は別室登校のための部屋はどこか。

学校施設課長

別室登校は、この計画上では指定はしていないが、両校の改築に当たっては多目的室を設置している。

多目的という名前がついているので様々な用途に使える。授業はもちろんだが、学年集会や、委員がおっしゃったように配慮が必要なお子さんが、別室で登校する教室にするなどといった用途に活用できる。こちらについては、今後どういった活用をしていくかは学校で検討していくと考える。

仲山委員

この間、視察した学校でも話には出ていたのだが、やはり別室に登校してくるときに登校しやすい部屋である必要があると思う。今、お話しされた多目的室は比較的ほかの児童との動線が被っていないところに設置されている。上石神井小学校は普通教室は南側にあるが、多目的室は中央辺りで悪くないと思った。それから、中学校も多目的室が2階のほぼ中央にあってこれを使うのは良いと感じた。

いずれにしても、改築の段階から別室登校の人たちが来たときに最も居心地がよい部屋を確保しておくということをお願いしたい。

学校施設課長

改築に当たって学校、設計業者、工事業者との打合せや、定期的な会議を行っているので、その中で、今、委員のお考えという部分を共有しながら、今後の設計、工事を進めていきたいと考えている。

岡田委員

この案は既に学校や地域の方のご意見なども反映されていると思うが、今後さらにこの協議が学校関係者や地域の方の意見を踏まえて少し改善されていくという余地があるのか。

学校施設課長

昨年度に基本設計を行い、まずは一定のプランをお示しする段階になっている。この間も上石神井小中、それから立野小については、学校、地域、PTAの方を中心とした改築懇談会を開催しており、その中で設計の進捗に応じてプランをお示して、様々なご意見を頂いている。

そのご意見を踏まえて、さらに設計に生かしていくというところを進めている。

今年度は実施設計となり、引き続き、改築懇談会も開催をしていく。進捗に応じて、引き続きご意見を承りながら、さらにこのプランの精度を高めていく作業を進めてまいりたい。

岡田委員

地域の方や学校の先生方の意見を取り入れていただき本当にありがたいと思う。

先ほど、5ページのところの屋内通路と屋外通路のご説明があったが、ここの下に道路も通っているというのは認識している。屋内通路と屋外通路がそれぞれどのようなイメージなのかが分かりづらいので教えていただきたい。

学校施設課長

まず屋内通路に関しては、形状としては壁と屋根がついていて、天候にかかわらず、雨にもぬれずに両校舎間を行き来できる形での整備を考えている。こちらについては、いわゆる上履きで移動ができるということを考えている。この体育館、それから校舎との行き来での活用を考えている。

屋外通路は、完全に外の環境になるので、いわゆる外履きで東側の敷地の運動場のほうへ行くときに使っていただくということをイメージしている。

岡田委員

2階の平面図、また3ページの平面図であるが、小学生が普通教室で勉強しているが、中学生も当然ここで勉強していて、この境目というのは特に何もなく、小学生と中学生が行こうと思えばいろいろ交流ができるスペースになっているという理解でよろしいか。

学校施設課長

2階の平面図で申し上げますと、この西校舎の下側の特別支援教室（小）と書いてあるところとその隣の放送室（中）と書いてあるところに少し線が引いてあるが、こちらは仕切り扉があり、仕切ることはできる。

ただ、これも改築後の学校の運用ということになり、開け放しにしてお互いが行き来するということも可能なので、今後、学校運営を考える中で両校で検討していただく部分かと思っている。

3階についても同様に、中学校エリアと小学校エリアの境目のところにそういった仕切り扉というものは設置をしているが、今、申し上げたような考え方で開け放しにすることもできるという形状になっている。

岡田委員

5ページの平面図の小学校の体育館の屋根に当たる部分だと思うが、バツ印のところのスペースは2階の平面図でどう考えたらよろしいか。

学校施設課長

こちらは体育館の屋根の部分になるので、恐らく形状としては壁になっている。体育館の屋根が高いので、その部分の2階の廊下に立つと壁になっているような形状を想像していただければと思う。

仲山委員

万が一、不審者が来たときの監視のしやすさという点で確認というか提案がある。まず。上石神井小中学校である。

5ページの2階平面図であるが、中学校の職員室が角にある。先ほど、ここからグラウンドが見えるようになっているという話も出ていた。この図面では分からないが、この職員室から南側も見え、東側の道路側も見えるように大きな窓を設置してもらいたいと思う。大きな窓がついていて、それだけでも中から見られているかもしれないと思えるような窓をつけてもらいたいと思う。

それから、4ページになる。1階だが、学童クラブの部屋がある左上が北門になっていて、その学童クラブのところからも北門の様子が見えるように窓をつけてもらいたいと思う。

もう一つ、立野小学校だが、まず、4 ページ、1 階平面図を見てみると、左下、南西のところに校長室、職員室があつて、それで校庭側がよく見えるというところである。この小学校は校庭を挟んだ南側がどうも正門になるようであるが、それでよろしいか。西門、東門は3 ページの図に載っているのだが、正門はどこか。要は正門が職員室、校長室から見える位置なのかどうかということを確認したいのである。

学校施設課長

まず、上石神井小中であるが、1 階の学童クラブに関しては、北側の部分は窓になっている。

それから、2 階の中学校の職員室なのだが、今、南側は窓で東側は壁になっている。構造上の問題等の関係もあるので即答はできかねるが、ご意見として承りたい。

それから、立野小に関しては、現在、立野小学校は敷地の西側が正門である。3 ページの配置図だと、校舎棟の建っているところの左側のところに正門がある。

この西門が正門という扱いである。児童に関しては現在も東門と西門、東西から通学をしているが、これは工事後も変わらない予定である。

教育長

上石神井小中学校について、2 階の中学校の職員室の南側には窓があるけれども東側には今のところはないということである。今、申し上げたが、構造上可能であれば窓ということであるし、難しいということであれば代わりに監視カメラを置くなど、いろいろやり方はあるかと思う。

仲山委員

仮設校舎のことなのだが、仮設校舎の耐震は地震に対してどの程度のものなのか。

学校施設課長

耐震に関しては既存の校舎と同様の耐震強度、文科省の基準で言うと0.75と言われているけれども、改築と併せて校舎を0.75まで高めていくということになるが、仮設校舎に関しても同程度の耐震強度を確保して設計をしている。

仲山委員

防災拠点としての機能強化というところに関係した話なのだが、実際、例えば改築する2つの小中に関して、防災拠点としては学区内に住んでいる方の何割ぐらいを受け入れることができるように計画しているのか。

学校施設課長

防災のお話になるので、お答えできる範囲になるが、基本的に各避難所で700人程度が避難してくるということを想定して、いわゆる防災備蓄などといった部分での用意をしている。

教育長

一律に700人ということでもいいのか。

学校施設課長

そうである。

教育長

避難拠点は、この地域の人だけが利用するものではなく、どの地域の方でも避難できるようにしているので、一律で700人を想定しているという理解でよろしいか。

学校施設課長

そうである。

森山委員

今、防災の話が出たのだが、備蓄倉庫はあるのか。

学校施設課長

もともと防災備蓄倉庫というものは既存の学校にもあるが、今回、改築に併せて、体育館に近いところに防災備蓄倉庫を設置する計画をしている。

4ページになるが、上石神井小学校、中学校に関してもそれぞれ、小と中の体育館の隣接しているところ、あるいは通路を挟んだところに防災倉庫と書いてあるが、こちらが防災備蓄倉庫である。

また、立野小学校についても体育館の南側にプールを造るのだが、そこに防災備蓄倉庫を設置する計画をしている。

岡田委員

また上石神井小中学校の話になるのだが、9ページにある工程表について、小学校または中学校単独で改築する場合と、今回のように2校を同時に改築する場合では、工程表の期間が長くなるのか短くなるのか。

1年生から3年生までが在校期間中に全て仮校舎で過ごすことになるというのがかわいそうである。

2校同時なので多少長くなると思うのだが、行事などいろいろな問題もあろうかと思うのだが、そういう工事期間に仮設校舎で過ごす子供たちに対して何かできないかとも思っているのだが、もしできることがあれば教育委員会としてぜひお願いしたい。

これは上石神井小中学校だけではなくて立野小の子供たちも同様である。今日、ほかに2校出たが、その辺りのご配慮も可能な限りやっていただければと思う。

学校施設課長

今回、上石神井小中学校に関しては2校同時となり、また、敷地の中で順繰りに工事をしていくので、やはり工事期間が1校単独で改築するよりも長くなっている。仮設校舎の利用についても、やはり単独の改築よりも若干長くなっている。

その間の教育という部分に関しては我々のほうも極力、例えばカリキュラムの確保に努めるなど、学校とも連携しながら、そういった影響が出ないような取組はこの設計の中でもできる限りやっていきたい。実際の工事期間中に関してもそういった部分は引き続き、学校とも協議をしていきながら取り組んでいきたいと考えている。

小林委員

岡田委員がおっしゃったように、やはり全ての在籍時間が工事期間で仮設校舎になってしまう生徒たちへ、よく聞くのが校舎や体育館を壊す前に好きに落書きをさせて、それを写真に残しておいて、その子たちの卒業アルバムに載せる。

その子たちの年代だからこそ作れる、残しておけるような、その子たちにプラスになるような、思い出になるような、ほかの学年には体験できないようなことを考えていただけると子供たちも、そして親もうれしいかと思う。ぜひ考えていただきたい。

学校施設課長

これまでの改築校でも学校の要望に応じて、そういった解体前の校舎で、例えば記念撮影をするなどといった何かのイベントをやるということも行っているので、そちらについては極力、学校の意向も踏まえて対応してまいりたい。

森山委員

工事をするという事は新しい校舎ができてとてもうれしいのだが、やはり騒音やいろいろなストレスも生徒にあると思うので、そういったことも十分配慮していただければと思う。

学校施設課長

こちらに関しても、学校のほうから様々なご意見を頂きながら対応していきたいと考えている。やはり工事の期間中はどうしても、仮設校舎の近くで工事をしているので、まずはなるべく音が小さい重機を使うなどといった努力はさせていただきたいと考えている。

ただ、やはり一方で、音が出ないというのはなかなか難しい部分であるので、そういった部分の対応については学校と連携しながら進めてまいりたい。

仲山委員

上石神井小学校とそれから立野小学校についてだが、少人数教室というのは何に使う部屋なのか、また、上石神井小学校には理科室が見当たらないのだが、それは大丈夫か。

学校施設課長

まず少人数教室に関しては、小学校だと算数、中学校だと数学、英語といった少人数に分かれて授業を行う際に使う部屋だと考えている。一方で、この少人数教室の広さに関しては普通教室と同じ面積を取っているので、例えば学級数が増えてきたときに普通学級の教室で使うなどといったことも念頭に置いたしつらえになっている。

それから、小学校の理科室については、6ページの3階平面図で西校舎の中央辺りの理科室（小）と書いてあるところである。こちらが小学校の理科室である。

⑤ こども誰でも通園事業の試行実施について

教育長

続いて、報告の⑤番について説明をお願いします。

在宅育児支援担当課長

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

3ページの利用時間のところである。利用頻度は週1回以上が必須ということであるが、先ほどの話だと、国の制度の月10時間では子供が慣れるのに十分な時間ではないので、十分に時間を取るということに関して、週1回以上が必須と受け取った。利用する側にとって少し条件が厳しいのではないか。2週間に1回だけでも預けたいという人もいるのではないかと思うのだが、やはり週1回以上が必須なのか。

在宅育児支援担当課長

本事業では、定期的な預かりの中で利用児童が同世代の児童や大人と接することで子供の成長、発達につながるという意義や、先ほど申し上げたような子供の施設に慣れる時間帯を踏まえて、区の試行事業では週1回以上を必須とする。スポット利用については、現在、保育所の一時預かりや「ぴよぴよ」の幼児一時預かり等があるので、そちらのご利用ということを考えている。

小林委員

6月11日から周知を始めるということだが、実際に実施を始めて、この利用手続は区に届出を出してから面談まで大体何日ぐらいか。最短で何日後から利用可能のようなイメージであるか。1週間以上先のことになるのか。

在宅育児支援担当課長

申込みから実際の利用までの期間についてであるが、正直なところ施設によって異なり、申込みが多数の場合は施設によっては先着順や抽選を行うなどと異なるが、

空きがあるのであれば1か月もかからないうちに利用は十分可能だと考えている。

森山委員

医療的ケア児が利用を申し込んだ場合、どのぐらいの医療的ケアが必要かは人それぞれだとは思っているのだが、ここで受け入れるときにはいろいろなことが、医療的ケアをする人を配置したりというような準備が必要だと思うのだが、これはやはり限られた園という感じになるのか。

在宅育児支援担当課長

医療ケア児を受け入れる場合であるが、当然、受入れの準備が必要であるし、設備等も必要になってくる場合もあるので、実際、説明会においては支援の必要性が高い家庭の優先利用に努めていただくようお願いをしているが、状況によっては受入れできないという場合もあるかと考えている。

岡田委員

今、ご説明をお伺いして、こういうことを試行していただくというのは非常にいいことだと思った。特に若い方たちの働く環境がなかなか厳しい中で、保育環境を整えていただけるというのは非常に大切なことだと思う。

例えば月の中で考えると、月の前半は仕事がそれほど忙しくなくて、月の後半で多くの仕事が来たときに利用したいという方は、この制度が利用できないのかもしれない。その辺りが少しあるのかと思ったが、国よりもかなりいろいろ配慮をいただいているので、こういうことをぜひ若い方の世代に利用をしていただければいいと本当に思う。

対象者のところで少し質問したいのだが、0歳6か月から3歳になる年度末までというのが区であって、国は3歳になる前日まで、これは何が違うのかと考えたのだが、国が3歳になる前日までではこれが利用できるというのは働くほうとしては非常に厳しい言い方ではないか。年度末までであれば、年度末までに次のことを考えて、年度が明けてから次のことを利用できるような余裕があるのかと私は理解したのだが、そういう理解でよろしいか。

在宅育児支援担当課長

対象者についてであるが、国のモデル事業においても、やはり3歳になる前日までしか利用できないというところに課題があるということが把握できたので、区の試行実施においては3歳になる年度末まで利用できるように設計した。

教育長

また、先ほど岡田委員がおっしゃった、月の前半のほうは仕事が少なく後半のほうは仕事が立て込むとなったときに、これは週に定期的に何回ということではなくて、例えば、この週は1回だが、この週は2日であるなどというのは、週1回以上、それから月48時間、日8時間という上限さえ満たしていれば使えるということでは

いいのか。

在宅育児支援担当課長

お見込みのとおりである。

教育長

委員の皆様からその他で何かあるか。よろしいか。
事務局からその他で何か報告があるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

それでは、以上で第11回教育委員会定例会を終了する。